

判決年月日	平成30年4月16日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10139号		
<p>○ 名称を「モニタリング装置及び方法」とする発明について、引用発明の構成を変更することが単なる設計変更であるとはいえず、構成変更後の引用発明に周知技術を適用しても本願補正発明の構成には至らないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、引用発明に基づき、容易に想到できたものではないとした事例。</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願第2014-509742号, 不服2016-4465号

### 判 決 要 旨

名称を「モニタリング装置及び方法」とする発明について、特許庁は、補正後の本願補正発明は、引用発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、本件補正は、独立特許要件に違反し、却下すべきものであるとした上で、本願発明は進歩性を欠くとして、拒絶査定不服審判請求は成り立たない旨の審決をした。

本判決は、以下のとおり、引用発明の構成を変更することが単なる設計変更であるとはいえず、構成変更後の引用発明に周知技術を適用しても本願補正発明の構成には至らないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、引用発明に基づき、容易に想到できたものではないとした。そして、本判決は、本件補正は独立特許要件に違反するものではないから、本件補正を却下して、本願発明は進歩性を欠くとした審決の判断には誤りがあるとして、これを取り消した。

(1) 複数の条件が成立したときに特定のアクションを始動する装置において、複数の条件の成立判断の順序を入れ替えることが通常行い得る設計変更であったとしても、引用発明において、まず、特定のACC制御やPCS制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行い、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行うという構成を採用することはできない。

よって、引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということとはできないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、容易に想到することができるものではない。

(2) 引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが単なる設計変更であり、これに周知技術を適用できたとしても、周知技術を適用した引用発明は、まず、自車両の速度等の条件判断がされ、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断され、その後、特定のACC制御やPCS制御が開始され、又は開始されないものになり、加えて、特定の条件を満たした場合には、当該ACC制御やPCS制御の始動が無効になるとどまる。そして、周知技術を適用した引用発明においては、PCS制御等の開始に

当たり，既に，自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断されているから，自車線上の存在物であるか否かという条件を，再度，PCS制御等の始動を無効にするに当たり判断される条件とすることはない。

これに対し，相違点に係る本願補正発明の構成は，自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断に基づいて，少なくとも1のアクションの始動を無効にするものである。

したがって，引用発明に周知技術を適用しても，相違点に係る本願補正発明の構成には至らないというべきである。